

戦略リサーチプロジェクトチーム設置要綱

〔令和8年3月26日〕
細 則 第 3 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県公立大学法人経営戦略本部に関する規程（令和8年規程第10号）第7条第2項に基づき、戦略リサーチプロジェクトチーム（以下「リサーチP T」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 リサーチP Tは、データに基づく経営判断の高度化を図り、経営層の迅速かつ的確な意思決定に資することを目的として置く。

(任務)

第3条 リサーチP Tは、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) エビデンスに基づく情報提供体制の構築及び運用に係る検討並びに提案に関する事項
- (2) 入学から卒業及び就職に至る学修成果並びに成長プロセスの可視化に向けたデータ連携モデルの検討及び立案に関する事項
- (3) 法人及び大学運営に資する調査等の精査・確定並びに経営情報の分析、可視化及び報告に係る仕組みの検討及び導入提案に関する事項
- (4) 大学の将来構想の策定に資する各種調査の企画、実施、分析及び報告に関する事項

(設置期間)

第4条 リサーチP Tの設置期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 リサーチP Tは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 教育開発センター長
- (3) 法人参与（I Rにおける実務及び助言）
- (4) 理事長が指名する教育開発センター教職員
- (5) その他、理事長が指名する者

(リーダー及びサブリーダー)

第6条 リサーチP Tにリーダー及びサブリーダー2名を置く。

- 2 リーダーは、理事長をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、第7条第2項に規定する部会長をもって充てる。
- 4 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代行する。
- 5 前項の規定によりリーダーの職務を代行する順序は、第7条第1項第1号の部会の部会長、同項第2号の部会の部会長の順とする。

(部会)

第7条 P Tの業務を遂行するため、構成員をもって組織する次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 内部環境（教学I R）部会

(2) 外部環境部会

- 2 各部会に部会長を1名置き、リーダーが構成員のうちから指名する。
- 3 部会長は、当該部会の業務を総括する。

(アドバイザー)

第8条 リサーチP Tに、専門的な知見に基づき、構成員に対し業務の方向性を提示するとともに、部会長に対して随時助言を行うアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、理事長が適当と認める者のうちから指名する。

(会議)

第9条 リサーチP T会議(以下「会議」という。)は、リーダーがこれを招集し、その議長となる。

- 2 会議は、第5条に掲げる構成員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。
- 4 議長が必要と認めるときは、リサーチP T会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(報告等)

第10条 リサーチP T会議において審議及び決定された重要事項については、長崎県公立大学法人経営戦略本部に提議又は報告するものとする。

(庶務)

第11条 リサーチP Tに関する庶務は、大学事務局学生支援部学生支援課教務グループにおいて処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、リサーチP Tに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。